

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年2月26日（令和7年（行情）諮問第267号及び同第268号）

答申日：令和8年9月11日（令和8年度（行情）答申第580号及び同第581号）

事件名：「国家安全保障戦略」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件
「国家安全保障戦略」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書475」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年2月15日付け防官文第2901号、同年3月22日付け同第5849号並びに令和6年8月28日付け同第19331号及び同第19332号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1及び原処分2

ア ないしキ （略）

（2）原処分3及び原処分4

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

カ (略)

キ (略)

他に文書がないか確認を求める。

(略)

審査請求人には確認する方法がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について（令和7年（行情）諮問第267号）

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書474を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年2月15日付け防官文第2901号により、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年8月28日付け防官文第19331号により、文書2ないし文書474について、法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分4について（令和7年（行情）諮問第268号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書473及び文書475を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年3月22日付け防官文第5849号により、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和6年8月28日付け防官文第19332号により、文書2ないし文書473及び文書475について、法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする

一部開示決定処分（原処分４）を行った。

本件審査請求は、原処分２及び原処分４に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分２に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年１０か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２ 法５条該当性について

原処分３及び原処分４において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表１のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

３ 審査請求人の主張について

（１）原処分１及び原処分３について

ア ないしキ （略）

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分３においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ （略）

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書１に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１及び原処分３を維持することが妥当である。

（２）原処分２及び原処分４について

ア ないしキ （略）

ク 上記（１）クと同旨（ただし「原処分３」とあるのは「原処分４」と読み替える。）。

ケ （略）

コ 上記（１）コと同旨（ただし「本件請求文書１」とあるのは「本件請求文書２」と読み替える。）。

サ 上記（１）サと同旨（ただし「原処分１」とあるのは「原処分２」、「原処分３」とあるのは「原処分４」と読み替える。）。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審

議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第267号及び同第268号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年3月19日 審議（同上）
- ④ 令和8年9月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、令和7年（行情）諮問第267号及び同第268号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件各諮問において、諮問庁は原処分1及び原処分2に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「「国家安全保障戦略」に関して行政文書ファイル等につづられた文書」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請

求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1及び番号12に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、携帯電話番号、内線番号及びメールアドレス等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、番号1については、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国会議員の質問の趣旨や理由、国会議員の氏名等が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、国会議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、国会議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

当該不開示部分は、自衛隊員、隊員家族及び民間人の写真の顔部分であると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公

表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族及び民間人について、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム等における案件、出席者、資料の準備対応要領等に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分に記載された情報は、政党とのやり取りや当該政党から公開を前提とせず入手した内容を基に防衛省において整理し、記載したものであり、これを一方的に公にすると、当該政党との信頼関係が損なわれ、必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、当該政党との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表1の番号5及び番号6に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家防衛戦略及び防衛力整備計画等に関する政府部内における検討段階の情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、我が国の国家防衛戦略等に関する政府部内における検討段階の情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国の安全保障における関心事項や論点、我が国の防衛体制等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会において当該不開示部分を見分したところ、国家防衛戦略等に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障における関心や防衛体制等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(6) 別表1の番号7に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、防衛力整備計画等に関する骨子及び案文並びに防衛力整備計画に関する関係省庁の意見等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、防衛省において作成した防衛力整備計画等に関する骨子及び案文並びに関係省庁の意見等が記載されており、その内容は、協議中の段階のものであり、確定したものではない。したがって、そのような性質からすると、これを公にすれば、関係省庁間において検討中の未成熟な検討内容が明らかになり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかになり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表1の番号8及び番号9に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、他国に係る情勢判断及び防衛構想に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省及び自衛隊の情勢判

断並びに防衛構想が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表1の番号10及び番号11に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、防衛省内における防衛力強化に係る審議、検討又は協議に関する情報が記載されていると認められる。

ア 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表1の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該部分には、防衛省内の未成熟な検討内容といった未確定の内容が含まれ、いずれも公にすることを前提としない機微な情報である旨補足して説明する。

イ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、防衛省内における審議又は検討に関する未確定の情報が公になることにより、今後の同様の検討に際して率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、番号10については、同条3号について判断するまでもなく不開示としたことは妥当である。

(9) 別表1の番号13に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換会における有識者の発言内容及び意見の詳細等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に向け、有識者から知見を伺うために非公開を前提として行われたものである。

当該不開示部分を公にすれば、検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなることで、今後の同種の意見交換会等において参加する有識者が率直な意見を述べることをちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、また当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

イ これを検討するに、意見交換会の開催趣旨及び運営方法等を踏まえれば、当該不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特定の有識者の具体的な発言内容

や検討段階の未成熟な情報等が明らかとなり、将来の同種の意見交換会等に参加する有識者が率直な意見を述べることをちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、当該不開示部分のうち、文書365の1枚目ないし7枚目の各1行目については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されており、また、文書414の2枚目については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該特定有識者が所属する機関等のウェブサイト上に同旨の情報が掲載されていると認められることから、当該部分を公にしたとしても、参加する有識者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもない。したがって、別表2に掲げる部分は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(10) 別表1の番号14に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、意見交換会に出席した特定有識者の随行者の氏名及び肩書が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該情報については、諮問庁において、公表した事実はなく、将来的に公表する予定もないとのことであることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(11) 別表1の番号15に掲げる不開示部分について

ア 当該文書を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該文書は、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する政府内における具体的な検討の経緯や結果が記載された文書であり、いずれも公

表していない。

当該文書は、その件名を含め、これを公にすれば、我が国の将来の防衛力強化に関して、安全保障上の関心事項や課題等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがある。また、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれ、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、国家安全保障に関する政府の業務の遂行に支障が生じるおそれがある。したがって、本件開示請求においては、当該文書の全てを不開示とした。

イ 当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書には、将来の防衛力強化に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の情報関心や課題等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該文書は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書1 「国家安全保障戦略」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。
- (2) 本件請求文書2 「国家安全保障戦略」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（但し省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

2 本件対象文書

- 文書1 令和3年10月12日（火） 記者実問
- 文書2 令和3年10月15日（金） 報道等関連想定
- 文書3 令和3年10月26日（火） 記者実問
- 文書4 令和3年10月26日（火） 大臣会見想定
- 文書5 令和3年11月2日（火） 幹事社問
- 文書6 令和3年11月10日（水） 幹事社問
- 文書7 令和3年11月12日（金） 報道等関連想定
- 文書8 2021. 11. 19 想定 (1) (2)
- 文書9 令和3年11月26日（金） 大臣「文藝春秋」想定 問2
- 文書10 令和3年12月3日（金） 報道等関連想定
- 文書11 令和3年12月7日（火） 記者実問
- 文書12 令和3年12月13日（月） 大臣「朝雲新聞」想定 問1
- 文書13 (対総理) 12月15日 衆・予算委 前原 誠司君 想定問
5
- 文書14 (大臣用) 令和3年12月15日（水） 衆・予算委 前原
誠司君（国民） 想定問4
- 文書15 令和3年12月21日（火） 幹事社問
- 文書16 令和3年12月23日（木） 大臣沖縄2紙インタビュー想定
問4
- 文書17 令和3年12月28日（火） 幹事社問
- 文書18 (対総理) 1月19日 衆・本会議 梶山 弘志君 問3
- 文書19 (対総理) 1月19日 衆・本会議 泉 健太君 問2 1
- 文書20 (対総理) 1月21日 参・本会議 宇都 隆史君 問1 4
- 文書21 (対総理) 1月26日 衆・予算委 中谷 真一君 問4
- 文書22 (大臣用) 令和4年1月26日（水） 衆・予算委 中谷 真
一君（自民） 問2
- 文書23 (大臣用) 令和4年1月26日（水） 衆・予算委 中谷 真
一君（自民） 問4
- 文書24 令和4年1月26日（水） 報道等関連想定

文書 25 令和 4 年 2 月 2 日（水） 報道等関連想定
 文書 26 令和 4 年 2 月 4 日（金） 大臣「プライムニュース」想定 問
 14
 文書 27 令和 4 年 2 月 10 日（木） 幹事社問
 文書 28 （大臣用）令和 4 年 2 月 16 日（水） 衆・予算委（第 1 分科
 会） 鈴木 英敬君（自民） 問 1
 文書 29 （対総理）2 月 18 日 衆・予算委 岩屋 毅君 問 6
 文書 30 （大臣用）令和 4 年 2 月 18 日（金） 衆・予算委 岩屋 毅
 君（自民） 問 1
 文書 31 令和 4 年 3 月 1 日（火） 記者実問
 文書 32 （対総理）3 月 2 日 参・予算委 石井 苗子君 問 6
 文書 33 （大臣用）令和 4 年 3 月 2 日（水）参・予算委 石井 苗子
 君（維新） 問 3
 文書 34 令和 4 年 3 月 4 日（金） 記者実問
 文書 35 （大臣用）令和 4 年 3 月 15 日（火） 衆・安保委 徳永 久
 志君（立民） 問 10
 文書 36 （秘書官手持ち用）令和 4 年 3 月 22 日（火） 参・予算委
 福山 哲郎君（立民） 想定問
 文書 37 （秘書官手持ち用）令和 4 年 3 月 24 日（木） 参・外防委
 田島 麻衣子君（立憲） 問 3
 文書 38 （大臣用）令和 4 年 3 月 24 日（木） 参・外防委 伊波 洋
 一君（沖縄） 問 12
 文書 39 令和 4 年 4 月 4 日（月） 大臣 共同通信 想定 問 1
 文書 40 令和 4 年 4 月 12 日（火） 幹事社問
 文書 41 令和 4 年 4 月 22 日（金） 幹事社問
 文書 42 （大臣用）令和 4 年 4 月 26 日（火） 衆・安保委 堀井 健
 智君（維新） 問 8
 文書 43 令和 4 年 4 月 28 日（木） 幹事社問
 文書 44 令和 4 年 5 月 24 日（火） 報道等関連想定
 文書 45 （対総理）5 月 26 日 衆・予算委 小野寺 五典君 問 2
 文書 46 （大臣用）令和 4 年 5 月 26 日（木） 衆・予算委 小野寺
 五典君（自民） 問 2
 文書 47 （大臣用）令和 4 年 5 月 27 日（金） 衆・予算委 足立 康
 史君（維新） 問 2
 文書 48 （対総理）5 月 30 日 参・予算委 小西 洋之君 問 8
 文書 49 （大臣用）令和 4 年 5 月 30 日（月） 参・予算委 小西 洋
 之君（立憲） 問 1
 文書 50 （防衛政策局長手持ち用）令和 4 年 6 月 2 日（木） 参・外防

委 田島 麻衣子君（立憲） 問6 更問

文書51 令和4年6月16日（木） 大臣 英エコノミスト 想定 問
2

文書52 令和4年6月29日（水） 報道官 NPR 想定 問4

文書53 令和4年6月29日（水） 報道官 NPR 想定 問5

文書54 令和4年8月10日（水） 幹事社問

文書55 令和4年8月10日（水） 記者実問

文書56 令和4年8月29日（月） 防衛記者会共同インタビュー 問
（産経新聞①）

文書57 令和4年8月29日（月） 防衛記者会共同インタビュー 問
（日本テレビ①）

文書58 令和4年9月2日（金） 報道等関連想定

文書59 令和4年9月6日（火） 大臣 日経新聞 想定 問1

文書60 令和4年9月9日（金曜日） 記者実問

文書61 令和4年9月13日（火曜日） 報道等関連想定

文書62 令和4年9月22日（木曜日） 報道等関連想定

文書63 令和4年9月26日（月曜日） 報道等関連想定

文書64 令和4年9月30日（金曜日） 記者実問

文書65 令和4年10月3日（月曜日） 記者実問

文書66 （対総理）10月5日 衆・本会議 上川 陽子君 問19

文書67 （対総理）10月7日 参・本会議 牧野 たかお君 問10

文書68 令和4年10月14日（金曜日） 幹事社問

文書69 令和4年10月14日（金曜日） 記者実問

文書70 （大臣用）令和4年10月17日（月） 衆・予算委 小林鷹
之君（自民） 問

文書71 令和4年10月18日（火曜日） 記者実問

文書72 令和4年10月21日（金曜日） 幹事社質問

文書73 令和4年10月21日（金曜日） 記者実問

文書74 令和4年10月21日（金） 報道等関連想定

文書75 （対総理）10月24日 衆・予算委 守島 正君 問4

文書76 （大臣用）令和4年10月24日（月） 衆・予算委 守島
正君（維新） 問

文書77 （大臣用）令和4年11月10日（木） 参・外防委 山添
拓君（共産） 問6

文書78 令和4年11月11日（金） 報道等関連想定

文書79 （政府参考人用）令和4年11月14日（月） 参・行政監視
委 水野 素子君（立憲） 問2

文書80 （大臣用）令和4年11月15日（火） 参・外防委 羽田

次郎 君（立憲） 問 3
 文書 8 1 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 1 5 日（火） 参・外防委 小西
 洋之君（立憲） 問 8
 文書 8 2 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 1 5 日（火） 参・外防委 小西
 洋之君（立憲） 問 1 3
 文書 8 3 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 2 2 日（火） 参・外防委 小西
 洋之君（立憲） 問 2
 文書 8 4 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 2 2 日（火） 参・外防委 小西
 洋之君（立憲） 問 9
 文書 8 5 令和 4 年 1 1 月 1 8 日（金曜日） 幹事社問
 文書 8 6 令和 4 年 1 1 月 2 2 日（火曜日） 報道等関連想定
 文書 8 7 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 1 日（木） 参・予算委 田村 智
 子君（共産） 問 4
 文書 8 8 （対総理）1 2 月 2 日 参・予算委（締総） 福島 みずほ君
 問 2
 文書 8 9 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 2 日（金） 参・予算委（締総）
 福島 みずほ君（立憲） 問 1
 文書 9 0 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 小西 洋
 之君（立憲） 問 1
 文書 9 1 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 小西 洋
 之君（立憲） 問 1 6
 文書 9 2 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 小西 洋
 之君（立憲） 問 1 8
 文書 9 3 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 山添 拓
 君（共産） 問 3
 文書 9 4 令和 4 年 1 2 月 6 日（火曜日） 記者実問
 文書 9 5 令和 4 年 1 2 月 6 日（火曜日） 報道等関連想定
 文書 9 6 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木） 衆・安保委 長島 昭
 久 君（自民） 問 1
 文書 9 7 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木） 衆・安保委 渡辺 周
 君（立憲） 問 6
 文書 9 8 （政府参考人用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木） 衆・安保委 渡
 辺 周君（立憲） 問 1 5
 文書 9 9 令和 4 年 1 2 月 9 日（金曜日） 記者実問
 文書 1 0 0 令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火曜日） 幹事社問
 文書 1 0 1 令和 4 年 1 2 月 1 6 日（金曜日） 報道等関連想定
 文書 1 0 2 令和 4 年 1 2 月 1 6 日（金曜日） 念のため想定
 文書 1 0 3 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答

弁書（一問一答）

- 文書 1 0 4 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答弁書
- 文書 1 0 5 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答弁書（説明要旨）
- 文書 1 0 6 参 8 2 参議院議員小西洋之君提出 反撃能力に関する質問に対する答弁書 参考資料集
- 文書 1 0 7 国家安全保障戦略等の改定の必要性について
- 文書 1 0 8 我が国の国家安全保障政策に関する体系
- 文書 1 0 9 我が国の防衛政策（防衛省）
- 文書 1 1 0 いわゆる「敵基地攻撃」について（令和 3 年 1 2 月 防衛省）
1
- 文書 1 1 1 総理所信表明演説（抜粋）等
- 文書 1 1 2 いわゆる「敵基地攻撃」について（令和 3 年 1 2 月 防衛省）
2
- 文書 1 1 3 我が国の防衛政策（令和 4 年 5 月 防衛省）
- 文書 1 1 4 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について（令和 4 年 4 月 内閣官房 防衛省） 1
- 文書 1 1 5 国家安全保障戦略について（平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 国家安全保障会議決定 閣議決定）
- 文書 1 1 6 我が国の防衛政策（令和 4 年 7 月 防衛省）
- 文書 1 1 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換の実施
- 文書 1 1 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する意見交換
- 文書 1 1 9 令和 5 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（令和 4 年 7 月 2 9 日 閣議了解）
- 文書 1 2 0 新たな国家安全保障戦略等の策定（令和 4 年 8 月 2 6 日 防衛省）
- 文書 1 2 1 新たな国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の策定
- 文書 1 2 2 我が国の防衛政策（令和 4 年 9 月 防衛省）
- 文書 1 2 3 説明資料（令和 4 年 1 0 月 防衛省）
- 文書 1 2 4 我が国の防衛政策（令和 4 年 1 0 月 防衛省）
- 文書 1 2 5 岸田総理 所信表明演説（令和 4 年 1 0 月 3 日）（抜粋）
- 文書 1 2 6 説明資料
- 文書 1 2 7 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の位置づけについて（令和 3 年 1 2 月 内閣官房 防衛省）
- 文書 1 2 8 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について

- (令和4年1月 内閣官房 防衛省)
- 文書129 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の意義と位置づけについて(令和4年2月 内閣官房 防衛省)
- 文書130 【参考】大綱「別表」の推移
- 文書131 宇宙・サイバー・電磁波に関する取組の状況(令和4年2月 防衛省)
- 文書132 日米同盟の強化及び「自由で開かれたインド太平洋」のさらなる推進について(令和4年3月 防衛省)
- 文書133 地域コミュニティとの連携(令和4年3月 地方協力局)
- 文書134 我が国の防衛政策(令和4年3月28日 防衛省)
- 文書135 防衛力の抜本的強化に向けて 1
- 文書136 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】(4.4.5 統合幕僚監部)
- 文書137 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】(4.4.5 陸上幕僚監部)
- 文書138 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】(4.4.5 海上幕僚監部)
- 文書139 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】(4.4.5 航空幕僚監部)
- 文書140 防衛政策・防衛力のあり方等について～自衛隊の運用上の課題～(4.4.5 防衛省)
- 文書141 防衛関係費について(令和4年4月 防衛省)
- 文書142 気候変動と安全保障(令和4年4月 地方協力局)
- 文書143 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について(令和4年4月 内閣官房 防衛省) 2
- 文書144 我が国の防衛政策(令和4年4月 防衛省)
- 文書145 防衛力の抜本的強化に向けて 2
- 文書146 新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言(令和4年4月26日 自由民主党)
- 文書147 我が国をめぐる安全保障環境と国際情勢(令和4年8月25日 防衛省)
- 文書148 ミサイル脅威への対応(2022年9月7日 防衛省)
- 文書149 宇宙・サイバー・電磁波と領域横断作戦(2022年9月14日 防衛省)
- 文書150 防衛生産・技術基盤の維持・強化について(令和4年9月 防衛装備庁)
- 文書151 弾薬及び装備品の維持整備等について(2022年9月21日 防衛省)

- 文書 152 説明資料（2022年9月28日 防衛省）
- 文書 153 韓国・台湾における邦人保護（令和4年9月28日 外務省領事局）
- 文書 154 国民保護に関する取組（令和4年9月28日 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
- 文書 155 防衛省・自衛隊の人的基盤強化に係る施策（令和4年10月 防衛省）
- 文書 156 我が国の防衛予算（令和4年10月 防衛省）
- 文書 157 国家安全保障戦略等の改定に関する提言書（令和4年12月7日 日本維新の会）
- 文書 158 国民民主党の安全保障政策2022（令和4年12月9日）
- 文書 159 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第1回）の開催について
- 文書 160 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第1回） 資料1（情勢認識表（NSS））
- 文書 161 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第1回） 資料2（国際情勢（外務省））
- 文書 162 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第1回） 資料3（日豪・日印（外務省））
- 文書 163 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第1回） 資料4（国際情勢（防衛省））
- 文書 164 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第2回）の開催について
- 文書 165 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第2回） 資料（NSS）
- 文書 166 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回）の開催について
- 文書 167 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回） 資料1-0
- 文書 168 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回） 資料1-1
- 文書 169 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回） 資料1-2
- 文書 170 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回） 資料1-3
- 文書 171 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第3回） 資料1-4
- 文書 172 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第

- 3回) 資料1-5
- 文書173 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料1-6
- 文書174 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-0
- 文書175 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-1
- 文書176 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-2
- 文書177 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-3
- 文書178 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-4
- 文書179 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-5
- 文書180 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-6
- 文書181 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-7
- 文書182 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料3 (継戦能力・抗たん性 (防衛省))
- 文書183 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) の開催について
- 文書184 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料1-1 (NSS)
- 文書185 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料1-2 (NISC)
- 文書186 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料2-1
- 文書187 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料2-2
- 文書188 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 用語の定義
- 文書189 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) の開催について
- 文書190 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-0
- 文書191 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 5回) 資料1-1
- 文書192 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-2
- 文書193 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-3
- 文書194 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-4
- 文書195 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-5
- 文書196 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-6
- 文書197 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-7
- 文書198 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料2 (事態室)
- 文書199 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料3-1 (防衛省)
- 文書200 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料3-2 (防衛省)
- 文書201 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) の開催について
- 文書202 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 資料1 (防衛省)
- 文書203 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 資料2 (NSS)
- 文書204 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 席上回収資料1
- 文書205 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 席上回収資料2
- 文書206 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) の開催について
- 文書207 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料1
- 文書208 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料2-1 (防衛省)
- 文書209 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料2-2 (席上回収資料) (防衛省)
- 文書210 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 7回) 資料2-3
- 文書211 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回)の開催について
- 文書212 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料1-1
- 文書213 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料1-2
- 文書214 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料2-1(防衛省)
- 文書215 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料2-2(防衛省)
- 文書216 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 席上回収資料(防衛省)
- 文書217 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回)の開催について
- 文書218 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料1(NSS)(席上回収資料)
- 文書219 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料4(NSS、防衛省)(席上回収資料)
- 文書220 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料5(防衛省)(席上回収資料)
- 文書221 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第10回)の開催について
- 文書222 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第11回)の開催について
- 文書223 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回)の開催について
- 文書224 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回) 資料1(NSS)(席上回収資料)
- 文書225 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回) 資料2(NSS)(席上回収資料)
- 文書226 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回) 参考資料(NSS)(席上回収資料)
- 文書227 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第13回)の開催について
- 文書228 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第13回) 資料1(NSS)(席上回収資料)
- 文書229 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第

- 1 3 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 3 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) の開催について
- 文書 2 3 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) 資料 1 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 2 3 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 3 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 5 回) の開催について
- 文書 2 3 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 5 回) 資料 1 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 2 3 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について (令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 2 3 6 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 1 (N S S) (令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 2 3 7 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 2 (N S S) (令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 2 3 8 公明党 外交安全保障調査会の開催について (令和 4 年 1 2 月 8 日)
- 文書 2 3 9 公明党 外交安全保障調査会 資料 1 - 1 (N S S) (令和 4 年 1 2 月 8 日)
- 文書 2 4 0 公明党 外交安全保障調査会 資料 1 - 2 (N S S) (令和 4 年 1 2 月 8 日)
- 文書 2 4 1 公明党 外交安全保障調査会の開催について (令和 4 年 1 2 月 9 日)
- 文書 2 4 2 公明党 外交安全保障調査会 資料 1 - 1 (N S S) (令和 4 年 1 2 月 9 日)
- 文書 2 4 3 公明党 外交安全保障調査会 資料 1 - 2 (N S S) (令和 4 年 1 2 月 9 日)
- 文書 2 4 4 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について (令和 4 年 1 2 月 9 日)
- 文書 2 4 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について (令和 4 年 1 2 月 1 3 日)
- 文書 2 4 6 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 1 (N S S) (令和 4 年 1 2 月 1 3 日)
- 文書 2 4 7 自民党 政調審議会の開催について (令和 4 年 1 2 月 1 6 日)
- 文書 2 4 8 自民党 総務会の開催について (令和 4 年 1 2 月 1 6 日)
- 文書 2 4 9 自民党 与党政策責任者会議の開催について (令和 4 年 1 2

月 16 日)

文書 250 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 1
(NSS) (令和 4 年 12 月 16 日)

文書 251 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 2
- 1 (NSS) (令和 4 年 12 月 16 日)

文書 252 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 2
- 2 (NSS) (令和 4 年 12 月 16 日)

文書 253 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 2
- 3 (NSS) (令和 4 年 12 月 16 日)

文書 254 防衛力強化加速会議の設置について (通達) (防防防 (防)
第 344 号。令和 3 年 11 月 12 日)

文書 255 起案用紙 (防衛力強化加速会議の設置について)

文書 256 (案) 防衛力強化加速会議の設置について (通達)

文書 257 参考資料 (防衛大臣への総理大臣指示)

文書 258 「第 1 回防衛力強化加速会議」の開催について

文書 259 第 1 回防衛力強化加速会議 配席図

文書 260 第 1 回「防衛力強化加速会議」 議事

文書 261 第 1 回会議 資料 1 防衛大臣への総理大臣指示

文書 262 第 1 回会議 資料 2 防衛力強化加速会議の設置について
(通達)

文書 263 第 1 回会議 資料 3 検討項目 (案)

文書 264 第 1 回防衛力強化加速会議 議事録

文書 265 「第 2 回防衛力強化加速会議」の開催について

文書 266 第 2 回防衛力強化加速会議 配席図

文書 267 第 2 回「防衛力強化加速会議」 議事

文書 268 第 2 回会議 資料 令和 3 年度補正予算の概要

文書 269 第 2 回防衛力強化加速会議 議事録

文書 270 「第 3 回防衛力強化加速会議」の開催について

文書 271 第 3 回防衛力強化加速会議 配席図

文書 272 第 3 回「防衛力強化加速会議」 議事

文書 273 第 3 回会議 資料 1 変容する安全保障環境

文書 274 第 3 回会議 資料 2

文書 275 第 3 回防衛力強化加速会議 議事録

文書 276 「第 4 回防衛力強化加速会議」の開催について

文書 277 第 4 回防衛力強化加速会議 配席図

文書 278 第 4 回「防衛力強化加速会議」 議事

文書 279 第 4 回会議 資料 1 令和 4 年度予算の概要

文書 280 第 4 回会議 資料 2 変容する安全保障環境

文書 2 8 1 会議資料（第 4 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 2 8 2 「第 5 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 2 8 3 第 5 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 2 8 4 第 5 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 2 8 5 第 5 回会議 資料 1 現状と課題
文書 2 8 6 第 5 回会議 資料 2
文書 2 8 7 会議資料（第 5 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 2 8 8 「第 6 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 2 8 9 第 6 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 2 9 0 第 6 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 2 9 1 第 6 回会議 資料 1 我が国の防衛政策
文書 2 9 2 第 6 回会議 資料 2 防衛力の抜本的強化に向けて
文書 2 9 3 第 6 回会議 資料 3
文書 2 9 4 第 6 回会議 資料 4
文書 2 9 5 第 6 回会議 資料 5 防衛関係費について
文書 2 9 6 第 6 回会議 資料 6 気候変動と安全保障
文書 2 9 7 会議資料（第 6 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 2 9 8 「第 7 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 2 9 9 第 7 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 0 0 第 7 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 0 1 第 7 回会議 資料 主な議論の項目
文書 3 0 2 会議資料（第 7 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 3 0 3 「第 8 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 3 0 4 第 8 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 0 5 第 8 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 0 6 第 8 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討
文書 3 0 7 第 8 回会議 資料 2 衛生機能の強化
文書 3 0 8 第 8 回会議 資料 3
文書 3 0 9 第 8 回会議 資料 4
文書 3 1 0 会議資料（第 8 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 3 1 1 「第 9 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 3 1 2 第 9 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 1 3 第 9 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 1 4 第 9 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討
文書 3 1 5 第 9 回会議 資料 2
文書 3 1 6 会議資料（第 9 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 3 1 7 「第 1 0 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 3 1 8 第 1 0 回防衛力強化加速会議 配席図

文書 3 1 9 第 1 0 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 2 0 第 1 0 回会議 資料 1 防衛生産・技術基盤の維持・強化について
 文書 3 2 1 第 1 0 回会議 資料 2
 文書 3 2 2 第 1 0 回会議 資料 3 防衛生産・技術基盤の維持・強化について
 文書 3 2 3 第 1 0 回会議 資料 4 参考資料
 文書 3 2 4 第 1 0 回会議 資料 5
 文書 3 2 5 会議資料（第 1 0 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 2 6 「第 1 1 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 2 7 第 1 1 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 2 8 第 1 1 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 2 9 第 1 1 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討
 文書 3 3 0 第 1 1 回会議 資料 2 同盟国・同志国等との協力・連携
 文書 3 3 1 会議資料（第 1 1 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 3 2 「第 1 2 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 3 3 第 1 2 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 3 4 第 1 2 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 3 5 第 1 2 回会議 資料 主な議論の項目
 文書 3 3 6 会議資料（第 1 2 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 3 7 「第 1 3 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 3 8 第 1 3 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 3 9 第 1 3 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 4 0 第 1 3 回会議 資料 1 令和 5 年度予算の概算要求に当たっ
 ての基本的な方針について
 文書 3 4 1 第 1 3 回会議 資料 2 令和 5 年度 概算要求の方針につい
 て
 文書 3 4 2 第 1 3 回防衛力強化加速会議 議事録
 文書 3 4 3 「第 1 4 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 4 4 第 1 4 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 4 5 第 1 4 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 4 6 第 1 4 回会議 資料 1 我が国の防衛と予算 令和 5 年度概
 算要求の概要
 文書 3 4 7 第 1 4 回会議 資料 2 我が国の防衛と予算 令和 5 年度概
 算要求の概要
 文書 3 4 8 第 1 4 回防衛力強化加速会議 議事録
 文書 3 4 9 「第 1 5 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 5 0 第 1 5 回防衛力強化加速会議 配席図

文書 3 5 1 第 1 5 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 5 2 第 1 5 回会議 資料 1 国家安全保障戦略について
文書 3 5 3 第 1 5 回防衛力強化加速会議 議事録
文書 3 5 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 議事次第
文書 3 5 5 本意見交換に係る情報保全等について
文書 3 5 6 第 1 回 資料 1
文書 3 5 7 第 1 回 資料 2
文書 3 5 8 第 1 回 意見交換のポイント
文書 3 5 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事次第
文書 3 6 0 第 2 回 資料 1
文書 3 6 1 第 2 回 資料 2
文書 3 6 2 第 2 回 意見交換のポイント
文書 3 6 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事次第
文書 3 6 4 第 3 回 資料 1
文書 3 6 5 第 3 回 資料 2
文書 3 6 6 第 3 回 資料 3
文書 3 6 7 第 3 回 資料 4
文書 3 6 8 第 3 回 意見交換のポイント
文書 3 6 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事次第
文書 3 7 0 第 4 回 資料 1
文書 3 7 1 第 4 回 資料 2
文書 3 7 2 第 4 回 資料 3
文書 3 7 3 第 4 回 意見交換のポイント
文書 3 7 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事次第
文書 3 7 5 第 5 回 資料 1
文書 3 7 6 第 5 回 資料 2
文書 3 7 7 第 5 回 意見交換のポイント
文書 3 7 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 議事次第
文書 3 7 9 第 6 回 資料 1
文書 3 8 0 第 6 回 資料 2
文書 3 8 1 第 6 回 意見交換のポイント
文書 3 8 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

換（第7回） 議事次第

文書383 第7回 資料1

文書384 第7回 資料2

文書385 第7回 資料3

文書386 第7回 資料4

文書387 第7回 意見交換のポイント

文書388 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

換（第8回） 議事次第

文書389 第8回 資料1

文書390 第8回 資料2

文書391 第8回 資料3

文書392 第8回 資料4

文書393 第8回 意見交換のポイント

文書394 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

換（第9回） 議事次第

文書395 第9回 資料1

文書396 第9回 資料2

文書397 第9回 資料3

文書398 第9回 資料4

文書399 第9回 意見交換のポイント

文書400 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

換（第10回） 議事次第

文書401 第10回 資料1

文書402 第10回 資料2

文書403 第10回 資料3

文書404 第10回 意見交換のポイント

文書405 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

換（第11回） 議事次第

文書406 第11回 資料1

文書407 第11回 資料2

文書408 第11回 意見交換のポイント

文書409 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

換（第12回） 議事次第

文書410 第12回 資料1

文書411 第12回 資料2

文書412 第12回 意見交換のポイント

文書413 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

換（第13回） 議事次第

文書４１４ 第１３回 資料１
文書４１５ 第１３回 資料２
文書４１６ 第１３回 資料３
文書４１７ 第１３回 意見交換のポイント
文書４１８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事次第
文書４１９ 第１４回 資料１
文書４２０ 第１４回 資料２
文書４２１ 第１４回 意見交換のポイント
文書４２２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事次第
文書４２３ 第１５回 資料
文書４２４ 第１５回 意見交換のポイント
文書４２５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事次第
文書４２６ 第１６回 資料１
文書４２７ 第１６回 資料２
文書４２８ 第１６回 資料３
文書４２９ 第１６回 意見交換のポイント
文書４３０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事次第
文書４３１ 第１７回 資料１
文書４３２ 第１７回 資料２
文書４３３ 第１７回 資料３
文書４３４ 第１７回 意見交換のポイント
文書４３５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（議論の要旨）
文書４３６ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の開催について
文書４３７ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）資料１
文書４３８ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）資料２
文書４３９ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）資料３
文書４４０ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）資料４
文書４４１ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）

議事要旨
文書 4 4 2 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 1 回）
議事録
文書 4 4 3 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
資料 1
文書 4 4 4 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
資料 2
文書 4 4 5 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
資料 3
文書 4 4 6 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
資料 4
文書 4 4 7 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
補足資料
文書 4 4 8 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
議事要旨
文書 4 4 9 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
議事録
文書 4 5 0 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 1
文書 4 5 1 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 2
文書 4 5 2 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 3
文書 4 5 3 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 4
文書 4 5 4 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 5
文書 4 5 5 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
議事要旨
文書 4 5 6 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
議事録
文書 4 5 7 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）
資料
文書 4 5 8 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）
議事要旨
文書 4 5 9 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）
議事録
文書 4 6 0 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書

- 文書４６１ 記者ブリーフ資料 新たな３文書の体系の考え方
- 文書４６２ 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略（概要）
- 文書４６３ 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略
- 文書４６４ 論説懇資料 新たな３文書の体系の考え方
- 文書４６５ 論説懇資料 国家安全保障戦略（概要）
- 文書４６６ 論説懇資料 国家安全保障戦略（令和４年１２月１６日 国家安全保障会議・閣議決定）
- 文書４６７ 反撃能力について（２０２２年１２月 防衛省）
- 文書４６８ 「国家安全保障戦略」概要（令和４年１２月１６日）
- 文書４６９ 「国家安全保障戦略」概要（令和４年１２月２７日）
- 文書４７０ 「国家安全保障戦略」（令和４年１２月１６日 国家安全保障会議・閣議決定）
- 文書４７１ National Security Strategy
（NSS）－English Version－
- 文書４７２ 国家安全保障戦略（２０２２）パンフレット－日本語版－
- 文書４７３ National Security Strategy
（２０２２）Pamphlet－English Version－
- 文書４７４ 開示請求された「「国家安全保障戦略」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書２ないし文書４７３以外の文書
- 文書４７５ 開示請求された「「国家安全保障戦略」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（但し省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書２ないし文書４７３以外の文書

３ 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

（１）本件請求文書１の対象として特定された文書

- ア 原処分１
文書１
- イ 原処分３
文書２ないし文書４７４

（２）本件請求文書２の対象として特定された文書

- ア 原処分２
文書１
- イ 原処分４
文書２ないし文書４７３及び文書４７５

別表 1 (原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 3	5 枚目の一部	携帯電話番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、役所電話番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 8	4 枚目の一部	
	文書 1 9	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 0	5 枚目の一部	
	文書 2 1		
	文書 2 9	3 枚目の一部	
	文書 3 2	4 枚目の一部	
	文書 4 5	5 枚目の一部	
	文書 4 8	4 枚目の一部	
	文書 6 6	3 枚目の一部	
	文書 6 7	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7 5	4 枚目の一部	
	文書 8 8		
2	文書 2 1	1 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の電話番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 3	1 枚目の一部	
	文書 3 2	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の電話番号を除く。）	
	文書 3 3	1 枚目の一部	
	文書 3 5		
	文書 4 2		
	文書 4 7		
	文書 4 8	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の電話番号を除く。）	

	文書 4 9	1 枚目の一部	
	文書 7 0		
	文書 7 5	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の電話番号を除く。）	
	文書 7 6	1 枚目の一部	
	文書 8 0		
	文書 9 0		
	文書 9 1		
	文書 9 6		
	文書 9 8		
3	文書 1 5 5	3 0 枚目から 3 2 枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 0 0	2 0 枚目から 2 2 枚目までのそれぞれ一部	
4	文書 1 5 9	1 枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 6 4		
	文書 1 6 6		
	文書 1 8 3		
	文書 1 8 9		
	文書 2 0 1		
	文書 2 0 6		
	文書 2 1 1		
	文書 2 1 7		
	文書 2 2 1		
	文書 2 2 2		
	文書 2 2 3		
	文書 2 2 7		
	文書 2 3 0		
	文書 2 3 3		
	文書 2 3 5		
	文書 2 3 8		
	文書 2 4 1		
	文書 2 4 4		

	文書 2 4 5		
	文書 2 4 7		
	文書 2 4 8		
	文書 2 4 9		
5	文書 2 0 3	2 枚目及び 5 枚目から 1 0 枚目までのそれぞれ内容の全て	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 1 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 2 1 9	1 枚目の内容の全て	
	文書 2 2 0	1 枚目の一部	
	文書 2 2 4	1 枚目の内容の全て	
6	文書 2 0 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内容の全て	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 0 5	1 枚目の内容の全て	
	文書 2 0 9	1 枚目から 1 4 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 2 1 5	1 枚目の一部	
		2 枚目から 6 枚目まで及び 8 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		7 枚目の全て	
	文書 2 1 8	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 1 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 2 2 6	1 枚目の内容の全て	
	文書 2 2 9	1 枚目の一部	
	文書 2 3 2	1 枚目の一部	

		2 枚目から 1 6 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
	文書 2 3 9	1 枚目の内容の全て	
	文書 2 4 2	1 枚目の内容の全て	
7	文書 2 2 5	1 枚目及び 2 枚目の それぞれ一部	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
		3 枚目から 1 1 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
	文書 2 2 8	1 枚目及び 2 枚目の それぞれ一部	
		3 枚目から 1 1 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
	文書 2 3 1	1 枚目から 3 0 枚目 までのそれぞれ一部	
	文書 2 3 4	1 枚目から 3 0 枚目 までのそれぞれ一部	
	文書 2 4 0	1 枚目及び 2 枚目の それぞれ一部	
		3 枚目から 1 1 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
	文書 2 4 3	1 枚目及び 2 枚目の それぞれ一部	
		3 枚目から 1 1 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
	文書 2 4 6	1 枚目から 3 0 枚目 までのそれぞれ一部	
8	文書 2 1 4	2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における防衛力整備に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の防衛構想等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国

			際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
9	文書263	1枚目の一部	防衛省・自衛隊における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
	文書273	1枚目の一部	
		2枚目から12枚目までのそれぞれ全て	
	文書274	1枚目の一部	
		2枚目から15枚目までのそれぞれ全て	
	文書280	1枚目の一部	
		2枚目から44枚目までのそれぞれ全て	
	文書285	2枚目から30枚目までのそれぞれ全て	
	文書286	全て	
	文書291	2枚目から69枚目までのそれぞれ全て	
	文書292	1枚目の一部	
		2枚目から12枚目までのそれぞれ全て	
	文書293	1枚目から4枚目までのそれぞれ一部	
	文書294	全て	
	文書295	2枚目から16枚目	

		までのそれぞれ全て	
文書 2 9 6		2 枚目から 8 枚目まで及び 1 0 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ全て	
文書 3 0 1		1 枚目の一部	
文書 3 0 6		1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 2 枚目までのそれぞれ全て	
文書 3 0 7		2 枚目から 8 枚目までのそれぞれ全て	
文書 3 0 8		全て	
文書 3 0 9			
文書 3 1 4		1 枚目の一部	
		3 枚目から 6 枚目まで、8 枚目から 1 4 枚目まで及び 1 6 枚目から 2 0 枚目までのそれぞれ全て	
文書 3 1 5		1 枚目の一部	
		2 枚目から 8 枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書 3 2 0		1 枚目の一部	
		2 枚目から 5 枚目までのそれぞれ全て	
文書 3 2 1		全て	
文書 3 2 2		1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ全て	
文書 3 2 3		2 枚目から 1 7 枚目までのそれぞれ全て	
文書 3 2 4		全て	
文書 3 2 9		1 枚目の一部	
		2 枚目から 8 枚目までのそれぞれ全て	

	文書 3 3 0	2 枚目から 9 枚目までのそれぞれ全て	
	文書 3 3 5	1 枚目の一部	
	文書 3 4 1		
	文書 3 5 3	2 枚目から 5 枚目まで及び 7 枚目から 9 枚目までのそれぞれ一部	
		6 枚目の内容の全て	
1 0	文書 2 6 4	2 枚目から 6 枚目までのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 7 5	2 枚目、4 枚目、5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
		3 枚目及び 6 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 2 8 1	3 枚目から 1 0 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 2 8 7	3 枚目、4 枚目、6 枚目から 1 5 枚目まで及び 1 7 枚目のそれぞれ一部	
		5 枚目及び 1 6 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 2 9 7	3 枚目、5 枚目、6 枚目及び 8 枚目から 1 0 枚目までのそれぞれ一部	
		4 枚目及び 7 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 3 0 2	3 枚目から 1 2 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 3 1 0	3 枚目から 7 枚目まで及び 9 枚目から 1 2 枚目までのそれぞれ一部	

		8枚目の内容の全て	
	文書 3 1 6	3枚目から7枚目まで及び9枚目から15枚目までのそれぞれ一部	
		8枚目の内容の全て	
	文書 3 2 5	3枚目から5枚目まで、8枚目、9枚目、11枚目、12枚目及び14枚目から16枚目までのそれぞれ一部	
		6枚目、7枚目、10枚目及び13枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 3 3 1	3枚目、4枚目及び6枚目から16枚目までのそれぞれ一部	
		5枚目の内容の全て	
	文書 3 3 6	2枚目から9枚目までのそれぞれ一部	
	文書 3 4 2	2枚目から6枚目までのそれぞれ一部	
	文書 3 4 8	2枚目、5枚目から10枚目まで及び12枚目のそれぞれ一部	
		3枚目、4枚目及び11枚目のそれぞれ内容の全て	
1 1	文書 2 6 9	2枚目及び3枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不

			当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
1 2	文書255	1枚目の一部	内線番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 3	文書356	1枚目の一部	政府部内における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
		2枚目の内容の全て	
	文書357	1枚目から6枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書358	1枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ一部	
		2枚目、4枚目、6枚目及び8枚目から13枚目までのそれぞれ内容の全て	
		7枚目の全て	
	文書360	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
		2枚目及び4枚目から10枚目までのそれぞれ全て	
	文書361	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書362	1枚目、4枚目、6枚目、9枚目及び12枚目のそれぞれ一	

		部	
		2 枚目、3 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ 内容の全て	
	文書 3 6 4	5 枚目、7 枚目、8 枚目、1 0 枚目、1 1 枚目及び 1 4 枚目 のそれぞれ全て	
		1 枚目の一部	
	文書 3 6 5	2 枚目及び 3 枚目の それぞれ内容の全て	
		全て	
	文書 3 6 6	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 1 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
	文書 3 6 7	1 枚目の一部	
		2 枚目の全て	
	文書 3 6 8	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 3 7 0	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 1 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
	文書 3 7 1	全て	
	文書 3 7 2	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目の それぞれ全て	
	文書 3 7 3	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 3 7 5	1 枚目及び 4 枚目の それぞれ一部	
		2 枚目及び 3 枚目の それぞれ内容の全て	
	文書 3 7 6	1 枚目の一部	
		2 枚目の全て	
	文書 3 7 7	1 枚目の一部	

		2枚目の内容の全て	
	文書 3 7 9	1枚目の一部	
		2枚目から10枚目まで、12枚目及び15枚目から34枚目までのそれぞれ内容の全て	
		11枚目、13枚目及び14枚目のそれぞれ全て	
	文書 3 8 0	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 3 8 1	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書 3 8 3	1枚目の一部	
		2枚目から4枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 3 8 4	1枚目の一部	
	文書 3 8 5	1枚目の一部	
		2枚目から13枚目まで及び15枚目から25枚目までのそれぞれ内容の全て	
		14枚目の全て	
	文書 3 8 6	1枚目の一部	
		2枚目から8枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 3 8 7	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書 3 8 9	1枚目の一部	
		2枚目から7枚目まで及び9枚目から13枚目までのそれぞれ内容の全て	

		8枚目の全て	
文書 3 9 0		1枚目の一部	
文書 3 9 1		1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目の それぞれ内容の全て	
文書 3 9 2		1枚目の一部	
		2枚目から47枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
		48枚目から57枚 目までのそれぞれ全 て	
文書 3 9 3		1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目の それぞれ内容の全て	
文書 3 9 5		1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目の それぞれ全て	
文書 3 9 6		1枚目の一部	
		2枚目から6枚目ま でのそれぞれ内容の 全て	
文書 3 9 7		1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目の それぞれ内容の全て	
文書 3 9 8		1枚目から5枚目ま でのそれぞれ内容の 全て	
文書 3 9 9		1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
文書 4 0 1		1枚目の一部	
		2枚目から9枚目ま でのそれぞれ内容の 全て	
文書 4 0 2		1枚目の一部	
		2枚目から8枚目ま で及び10枚目のそ	

		れぞれ内容の全て	
		9枚目の全て	
	文書403	1枚目の一部	
		2枚目から20枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書404	1枚目の一部	
	文書406	1枚目の一部	
		2枚目から6枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書407	1枚目の一部	
	文書408	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書410	1枚目の一部	
		2枚目から9枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書411	1枚目の一部	
		3枚目から16枚目までのそれぞれ内容の全て	
		2枚目の全て	
	文書412	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書414	1枚目の一部	
		2枚目から22枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書415	1枚目の一部	
		2枚目から12枚目までのそれぞれ全て	
	文書416	1枚目の一部	
		2枚目から4枚目までのそれぞれ全て	
	文書417	1枚目の一部	

		2枚目の内容の全て	
	文書 4 1 9	1枚目の一部	
		2枚目から10枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 2 0	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
		3枚目から11枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 2 1	1枚目の一部	
		2枚目から4枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 2 3	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
	文書 4 2 4	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書 4 2 6	1枚目の一部	
		2枚目から8枚目までのそれぞれ全て	
	文書 4 2 7	1枚目の一部	
	文書 4 2 8	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 2 9	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書 4 3 1	1枚目の一部	
	文書 4 3 2	1枚目から5枚目までのそれぞれ一部	
	文書 4 3 3	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 3 4	1枚目の一部	
1 4	文書 4 1 8	2枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することがで

			きるとともに、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これを公にすることにより、政府が行う今後の安全保障政策等の検討において、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条1号及び5号に該当するため不開示とした。
15	文書474	全て	公にすることを前提としない文書及びその関連文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されており、件名、件数等を含めて、これを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
	文書475		

※当審査会事務局において整理した。

別表 2（開示すべき部分）

文書番号	開示すべき部分
文書 3 6 5	1 枚目ないし 7 枚目の各 1 行目
文書 4 1 4	2 枚目